

広島市子育てに優しい事業所表彰を受けました

弊社はこの度、広島市子育てに優しい事業所表彰を受けました。これは広島市が地域社会における子育て支援意識の醸成を図ることを目的として、仕事と子育て等の両立支援などに積極的に取り組んでいる事業所を表彰するものです。

今回は、国の平成19年度「家族・地域のきずなを再生する国民運動」において定められた「家族の週間」(11月11日～24日)期間中の11月13日に広島市長より表彰を受けました。

弊社では次世代育成支援対策促進法に基づき一般事業主行動計画を立案し、従業員への育児支援制度の拡充を図っており、既に次のような取り組みを行っております。

- ・育児休職可能な期間を法定を上回る最短1年6ヶ月に拡大
- ・配偶者が育児をできる(就業していない)状況にあっても育児休職でき、かつ一定期間は100%給与保障する制度の導入(短期育児休職制度)
- ・育児短時間勤務、育児フレックス勤務などの勤務形態の導入
- ・従来の家族手当を、子供と育児を行う配偶者を対象とする手当に見直した

男性従業員の短期育児休職制度利用者も導入以来約2年間で7名になるなど、成果も挙がりつつありますが、今後も引き続き多角的な視点で仕事と子育ての両立などに関する取り組みを進めてまいります。

以 上